

## 枚方市請負工事成績評定要綱

制定 平成 25 年 3 月 29 日枚方市要綱第 15 号  
最終改正 令和 3 年 3 月 31 日枚方市要綱第 22 号

### (目的)

第1条 この要綱は、工事（小規模工事に関する契約規程（平成23年枚方市訓令第7号）第2条に規定する小規模工事を除く。以下「工事」という。）の施行状況について、枚方市請負工事監督規程（平成22年枚方市訓令第7号）第15条及び枚方市請負工事検査規程（平成22年枚方市訓令第8号。以下「検査規程」という。）第10条（検査規程第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の技術の向上及び適正な工事の施行に資することを目的とする。

### (評定者)

第2条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、総括監督員及び検査職員とする。

### (評定の方法)

第3条 評定は、それぞれの工事について、監督員、総括監督員及び検査職員がそれぞれ行うものとする。ただし、複数の検査職員があるときは、当該検査職員の協議により行うものとする。

2 評定者は、評定を公正かつ的確に行わなければならない。

3 評定者は、別に定める基準に基づいて評定を行い、工事成績評定書その他の工事成績に関する書類を作成しなければならない。

### (評定の結果の提出)

第4条 対象工事（検査規程第2条第1項に規定する対象工事をいう。以下同じ。）に係る評定者は、評定を行ったときは、工事成績評定書その他の工事成績に関する書類を、契約主管課長及び検査主管課長に、当該評定を行った工事に係る工事施行部長（工事を施行する課の属する部の長をいう。以下同じ。）、工事施行課長（工事を施行する課の長をいう。以下同じ。）、契約主管部長及び検査主管課長の確認を経て、提出するものとする。

2 一般工事（検査規程第14条第1項に規定する一般工事をいう。以下同じ。）に係る評定者は、評定を行ったときは、工事成績評定書その他の工事成績に関する書類を、契約主管課長及び検査実施課長（検査を実施する課の長をいう。以下同じ。）に、当該評定を行った工事に係る工事施行部長、工事施行課長、検査実施部長（検査を実施する課の属する部の長をいう。）及び検査実施課長の確認を経て、提出するものとする。

### (評定の結果の受注者への通知)

第5条 検査主管課長は、契約金額が500万円以上の対象工事について前条第1項の規定により工事成績評定書その他の工事成績に関する書類の提出を受けたときは、速やかに、当該対象工事の受注者に対して当該対象工事に係る評定の結果を通知しなければならない。

2 検査実施課長は、契約金額が500万円以上の一般工事について前条第2項の規定により工事成績評価書その他の工事成績に関する書類の提出を受けたときは、速やかに、当該一般工事の受注者に対して当該一般工事に係る評価の結果を通知しなければならない。

3 検査主管課長及び検査実施課長は、前2項の規定により通知を行うときは、第7条の規定による説明を受けられることを当該工事の受注者に示さなければならない。

(評価の結果の公表)

第6条 契約主管課長は、契約金額が500万円以上の工事について、第4条の規定に基づき工事成績評価書その他の工事成績に関する書類の提出があったときは、評価の結果を契約主管課長が適当と認める方法により公表するものとする。

(評価の内容の説明)

第7条 第5条の規定による評価の結果の通知を受けた工事の受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、契約主管課長に対し、書面により当該評価の結果についての説明を求めることができる。

2 契約主管課長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、検査主管課長又は検査実施課長及び工事施行課長と協議の上、当該説明を求めた工事の受注者に対し、書面により説明を行わなければならない。

(様式)

第8条 この要綱で使用する工事成績評価書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 枚方市請負工事成績評価要綱（平成23年枚方市要綱第32号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に支出負担行為をした工事のうちその施行状況を勘案して特に認めるものの評価については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた評価その他の行為（前項に規定する工事に係る行為を除く。）は、この要綱の相当規定によりなされた評価その他の行為とみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。